

農業委員会委員選挙人名簿登載申請書

の提出をお願いします

農業委員会の選挙では、毎年1月1日現在の選挙資格を調査します。
資格があっても選挙人名簿登載申請書の提出のない場合は、農業委員会委員選挙人名簿に登載されず、立候補も投票もできません。
選挙人名簿は縦覧の後、3月31日に確定し、その後の1年間の農業委員会の選挙による委員の選挙に使われます。
選挙人名簿登載申請書は回覧等で配布していますので、**1月8日(金)までに**提出をお願いします。
選挙人名簿登載申請書が足りない時や届かない時は、農業委員会及び各振興センターにお申し出ください。

■選挙資格の要件

(選挙資格は、①～③のすべての要件を満たす必要があります。なお、①～③のすべての要件を満たす外国人も対象となります。)

①平成22年1月1日現在で鏡野町内に住所を有すること

②平成22年3月31日現在で年齢が満20歳以上の人

③次のいずれかに該当すること

ア. 10a(1反)以上の農地につき耕作を営む人

イ. アの同居の親族またはその配偶者で、耕作従事日数が年間おおむね60日以上の人

お問い合わせ

鏡野町農業委員会 (TEL 0868-54-2987) または各振興センター地域振興課



よくわかる
農業者年金 No. 3

農業者年金は安心して加入できる制度ですか？

加入者・受給者数の変化に影響を受けにくい
積立方式で少子高齢化時代でも安心!

自らが積み立てた保険料とその運用実績により将来受け取る年金額が決まる積立方式(確定拠出型)の年金です。加入者や受給者の数に左右されにくい少子高齢化時代を先取りした長期的に安定した制度となっています。

保険料など年金資産は、農業者年金基金が国内債券を中心に分散投資による安全かつ効率的な運用を行い、積立・運用状況は毎年6月末までに加入者全員にお知らせします。年金資産の運用はプラスになる年ばかりではなく、マイナスになる年もありますが、長期的に運用することにより、安定した運用収益を上げることが期待できます。

農業者年金には、①国民年金の第1号被保険者で、②年間60日以上農業に従事する、③60歳未満の方——ならどなたでも加入できます。

独立行政法人 農業者年金基金

〒105-8010 東京都港区西新橋1-6-21 NBF虎ノ門ビル5F
電話：03(3502)3942 FAX：03(3592)2660 <http://www.nounen.go.jp>

年金資産の運用実績

	運用収益	運用利回り
15年度	1,852	5.99%
16年度	1,690	3.40%
17年度	6,603	9.80%
18年度	2,923	3.27%
19年度	-5,047	-4.73%
20年度	-10,765	-9.25%



一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう！